

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		自立支援医療費の支給
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 35 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(自立支援医療費の支給) 第五十八条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。 2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3 自立支援医療費の額は、一月につき、第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。 一 同一の月に受けた指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該算定した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額 二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額 三 当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額 4 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができない

		とき、及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。 5 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、市町村等は、当該支給認定障害者等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があったときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があったものとみなす。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		未設定
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支払事務の委託
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 73 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成十七年法律第百二十三号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		自立支援医療受給者証の再交付
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 32 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 18 年政令第 10 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(医療受給者証の再交付) 第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。 2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の設立の認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 31 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(申請) 第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の定款の変更の認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 32 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(認可) 第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		20 日
備 考		

申請に対する処分 of 審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の解散の認可又は認定
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 46 条第 2 項
法令(例規)番号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 46 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(解散事由) 第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 一 評議員会の決議 二 定款に定めた解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） 五 破産手続開始の決定 六 所轄庁の解散命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の合併の認可
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 50 条第 3 項
法令(例規)番号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 32 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(認可) 第三十二条 所轄庁は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		聴取書及び報告書の受理
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法 第 56 条第 10 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和二十六年法律第四十五号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支給認定等
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(支給認定に係る政令で定める基準) 第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。 2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定（サービスによって期間が違う）
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		医療を受ける指定自立支援医療機関の決定
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 54 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成十七年法律第百二十三号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ⑦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	自立支援医療受給者証の交付
根拠法令(例規)及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 3 項
法令(例規)番号	平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項	同法第 54 条第 1 項、第 3 項
所 管 課 係 名	地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	(支給認定等) 第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。 2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。 3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。
	審査基準未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	未設定
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支給認定の変更の認定
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項
法令(例規)番号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	基 準	(支給認定の変更) 第五十六条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。 2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。 3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村等は、第二項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		未設定
備 考		